

屋内消火栓設備の設置及び維持に関する基準

第1 法令等に定める技術上の基準によるほか、次に定めるところによる。

1 ポンプを用いる加圧送水装置等は、次によること。

- (1) 加圧送水装置の設置場所は、不燃材料で造られた壁、柱、床及び天井(天井のない場合は、屋根。)で区画され、かつ、窓及び出入口に防火戸を設けた専用の室(以下この基準において「不燃専用室」という。)とすること。ただし、他の消火設備の加圧送水装置、空調及び衛生設備の機器室等で、出火のおそれの少ないものは併置することができる。
- (2) 水中ポンプを設置する場合は、次によること。
 - ア 水中ポンプは、点検が容易に行えるようふたの真下に設けること。
 - イ 水中ポンプは、貯水槽の底面から5 cm以上の位置に設置し、貯水槽の壁面から当該ポンプの中心までの距離は、ポンプストレーナーの部分の外径の2倍以上とすること。
 - ウ 水中ポンプ吐出側の配管には、逆止弁、仕切弁及び連成計(又は圧力計)を設け、かつ、当該ポンプ吐出口から仕切弁に至る配管の最頂部には、自動空気抜き弁を設けること。
- (3) 電動機容量は、次式で求めた値以上とすること。

$$\text{電動機容量 (kW)} = \frac{0.163 \times Q \times H}{E} \times K$$

Q : 定格吐出量 (m³/min)

H : 全揚程 (m)

E : 定格吐出量時におけるポンプ効率 (ポンプ特性曲線による。)

K : 伝達係数 (電動機の場合 1.1)

(4) 制御盤は、次によること。

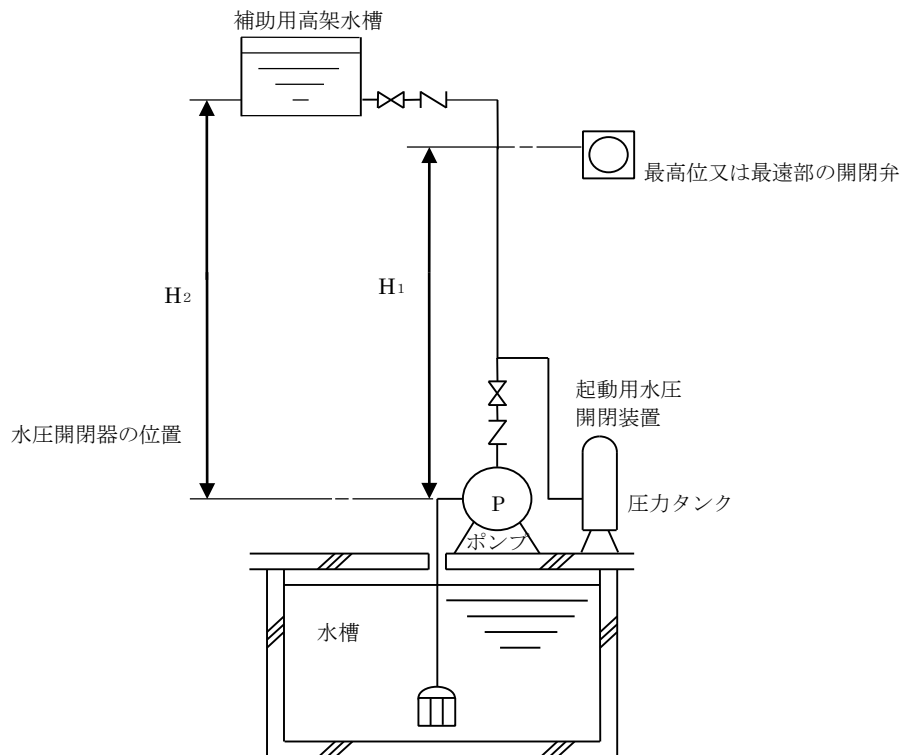
- ア 専用とすること。ただし、他の消防用設備等と共用する場合又は他の回路の事故等により影響を受けないように不燃材料で区画する等の措置が講じられている場合は、この限りでない。
- イ 設置場所は、電気室、機械室及びポンプ専用室等で、かつ、不燃専用室とすること。
- ウ 設置場所には、監視及び操作に支障がない照度を有する非常用の照明装置を設けること。

(5) 呼水槽の減水警報(ベル、ブザー等)及び電動機の過電流警報等の警報は、制御盤のほか、防災センター等に警報装置を設け、ここに表示し及び警報を発するよう努めること。

(6) 呼水装置は、加圧送水装置ごとに設けること。

(7) 起動装置は、次によること。

- ア 起動装置は、手動式とすること。
- イ 起動用水圧開閉装置の作動と連動して加圧送水装置を起動させるものは、当該起動用水圧開閉装置の水圧開閉器の位置における配管内の圧力が、次の(ア)又は(イ)のいずれか大きい方の圧力の値に低下するまでに起動するように調整されたものであること。



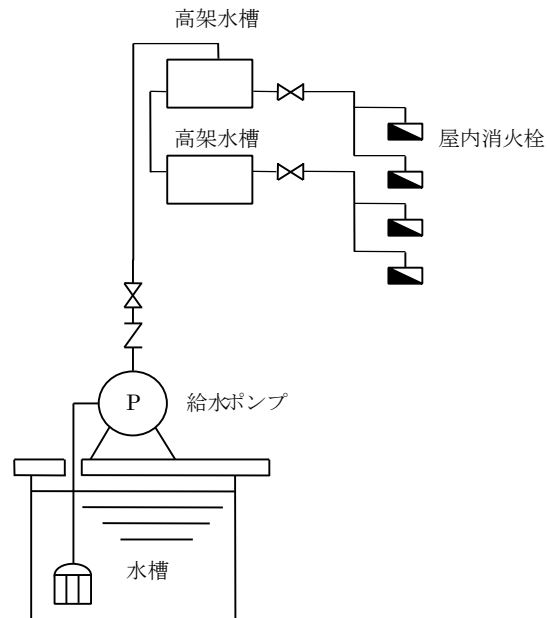
(ア) 最高位又は最遠部の消火栓の開閉弁の位置から起動用水圧開閉装置の水圧開閉器までの落差 (H_1) による圧力に、次の a から d までのいずれかの数値を加えること
 (b、c 及び d の H_0 は、易操作性 1 号消火栓、2 号消火栓又は広範囲型 2 号消火栓それぞれの弁・ホース・ノズル等の摩擦損失として、あらかじめ算定され仕様書に示されている数値をいう。)

- a 1 号消火栓は、0.2 MPa
- b 易操作性 1 号消火栓は、 $H_0 + 0.2$ MPa
- c 2 号消火栓は、 $H_0 + 0.3$ MPa
- d 広範囲型 2 号消火栓は、 $H_0 + 0.2$ MPa

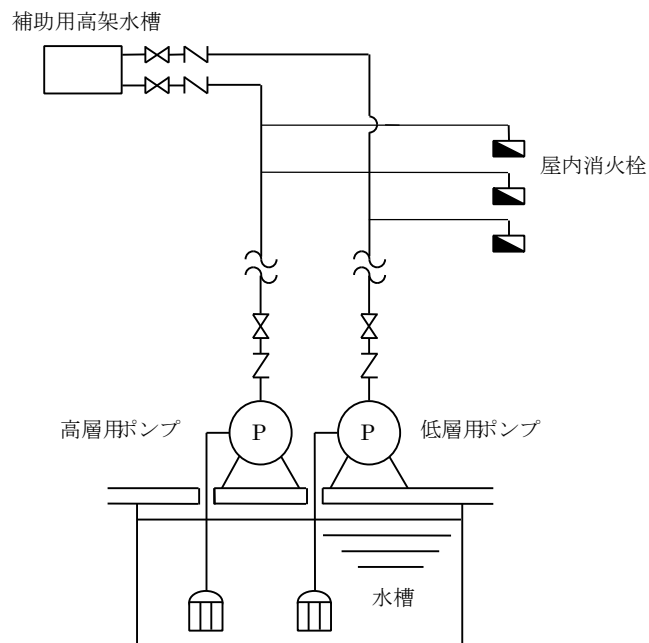
(イ) 補助用高架水槽の位置から、起動用水圧開閉装置の水圧開閉器までの落差 (H_2) による圧力に 0.05 MPa を加えた値の圧力

(8) 屋内消火栓のノズルの先端における放水圧力が0.7MPaを超えないための措置は、次のいずれかの方法によること。

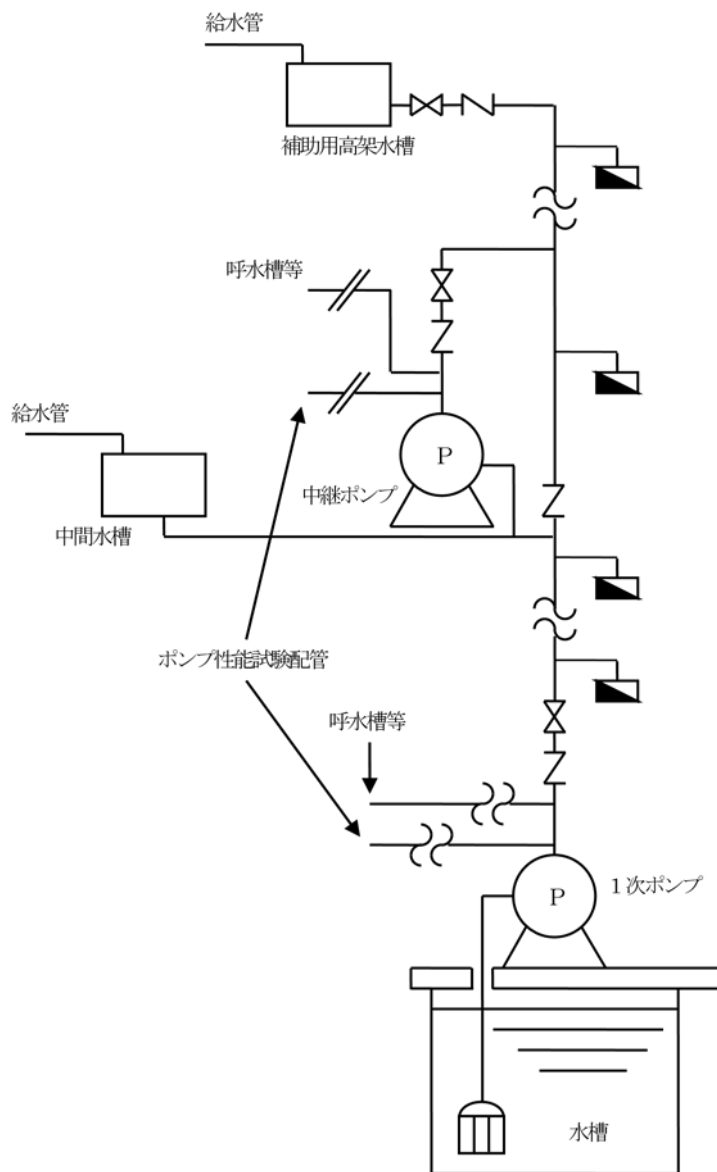
ア 高架水槽を設ける方法



イ 配管系統を別にする方法



ウ 中継ポンプを設ける方法



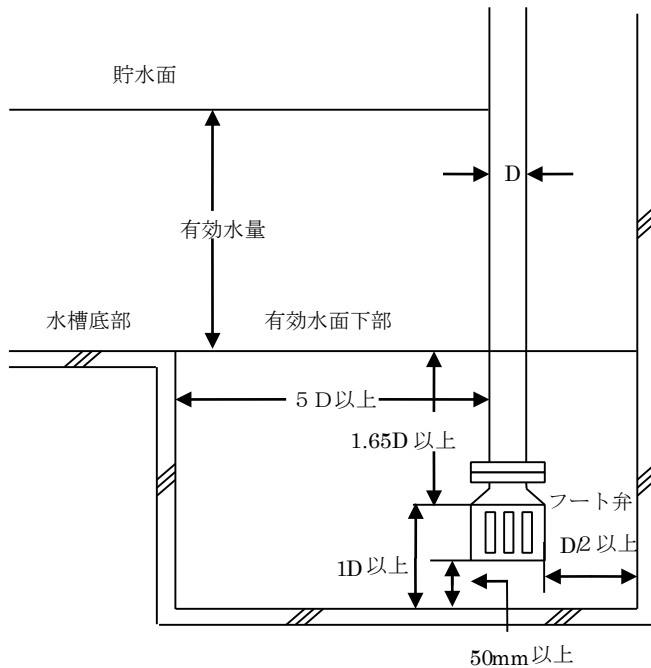
エ 減圧機構を有する消火栓開閉弁を設ける方法

オ 減圧弁又はオリフィス等による方法

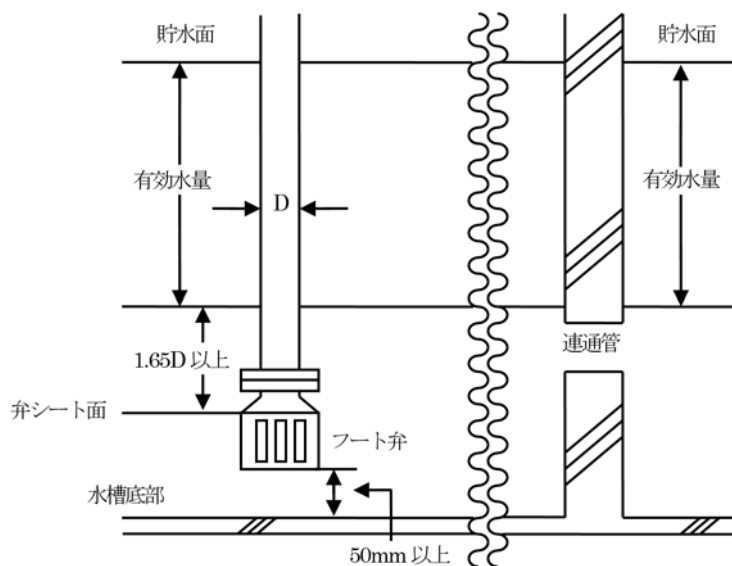
2 水源の有効水量の算定は、次によること。

- (1) 専用の水槽とする場合は、下図の例によること。連通管を設ける場合は、内径100mm以上のものとする。

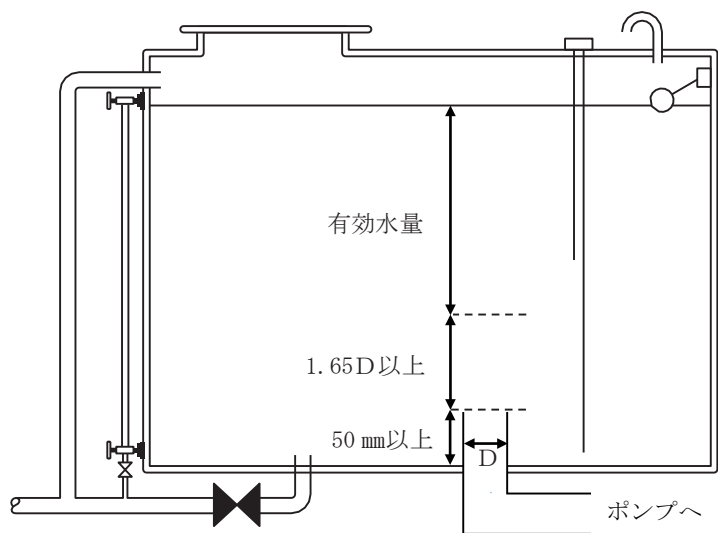
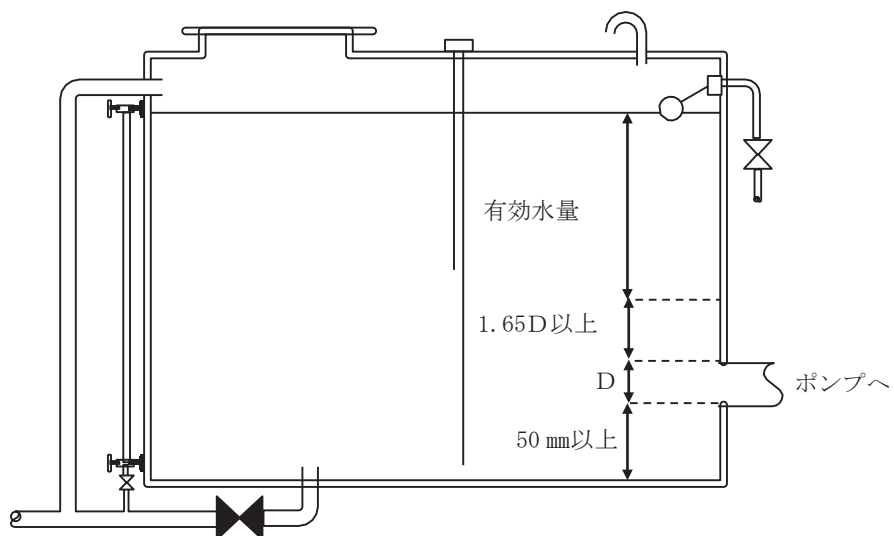
(地下又は床下水槽を用いサクションピットを設ける場合)



(地下又は床下水槽を用いサクションピットを設けない場合又は連通管を設ける場合)

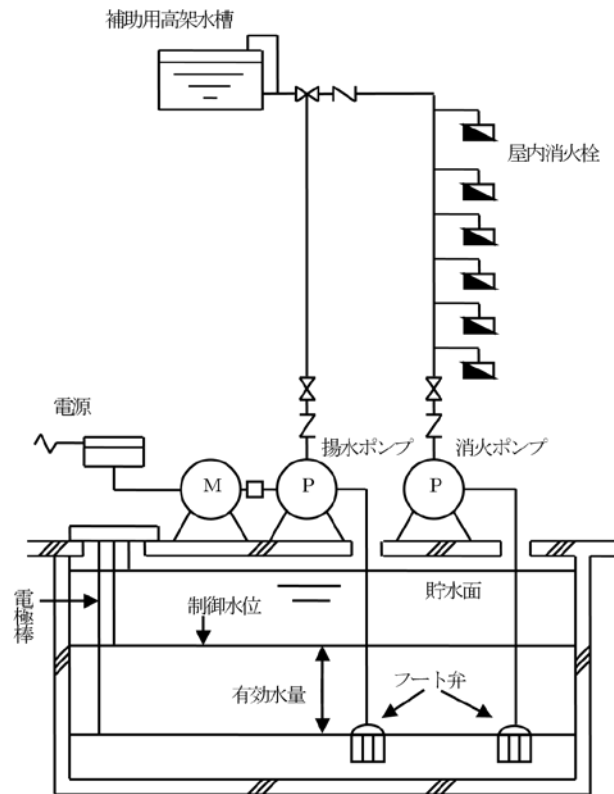


(地上又は床上水槽を用いる場合)

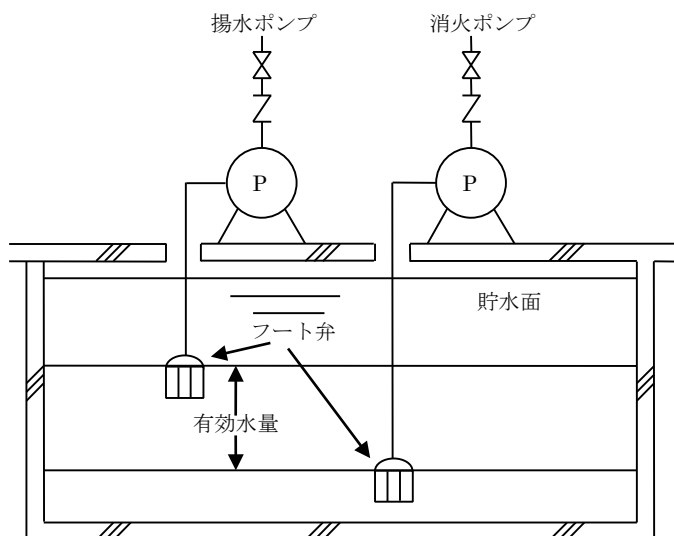


(2) 雑用水等と水槽を兼用する場合は、次によること。

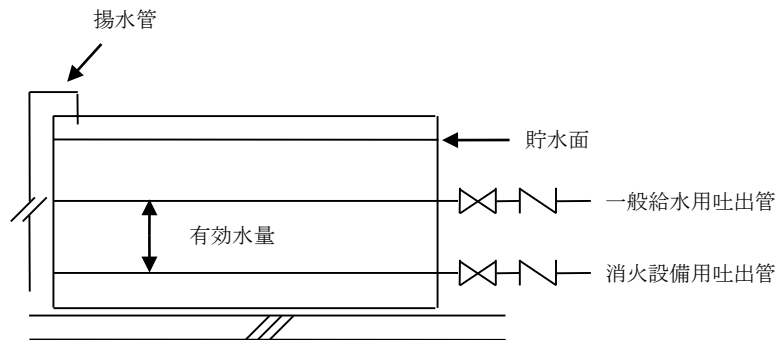
ア 当該雑用水等の用に供する水量が電氣的に自動制御される場合は、制御される水位までの水量を有効水量とすること。



イ 加圧送水装置にポンプを用いる場合は、屋内消火栓設備のポンプのフート弁の上部に他のポンプのフート弁を設け、その間の水量を有効水量とすること。



ウ 加圧送水装置に高架水槽を用いる場合は、屋内消火栓設備の吐出管の上部に他の設備の吐出管を設け、その間の水量を有効水量とすること。



(3) 消火設備等の水源を空調用蓄熱槽水とする場合は、それぞれの目的に必要な水量が常時確保され、それぞれの使用に支障を生じないように必要な措置が講じられている場合は、兼用することができる。

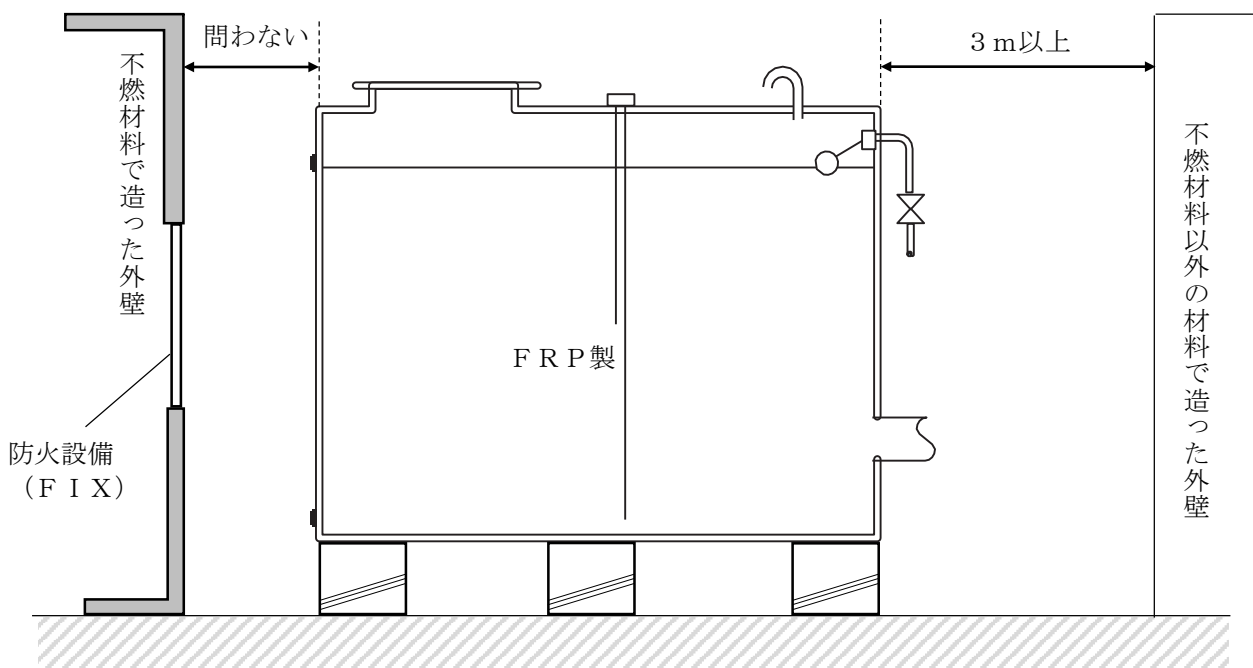
(4) 加圧送水装置に水中ポンプ等を用いる場合は、最低運転水位以上の水位を有効水量とすること。

3 水源の水槽等の材質は、次の各号によること。

(1) 水源の水槽等は、コンクリート又は鋼鉄等の不燃材料で造ること。ただし、不燃専用室若しくは不燃材料で有効に遮へいされている場所又は屋外（屋上を含む。）で、次による場合は、ガラス繊維強化ポリエステル製等のものにすることができる。

ア 水槽から当該建築物の外壁等及び隣接する建築物までの水平距離が3 m以上離れていること。

イ 周囲に可燃物がないこと。



- (2) 腐食のおそれのあるものは、有効な防食のための措置を講じること。

4 配管等は次によること。

- (1) 配管は、補助用高架水槽、圧力タンク又は補助加圧装置等により常時充水するよう努めること。
- (2) 補助用高架水槽の材質は、鋼鉄等の不燃材料又は第3項、第1号ただし書きの規定によるものとし、その容量は、 0.5 m^3 以上とすること。ただし、当該水槽の水位が低下した場合に、水を自動的に補給するための装置が設けられているときは、当該水槽の容量を 0.2 m^3 以上とすることができる。
- (3) 防火対象物の最上部に設置された連結送水管の放水口の高さが、地盤面から 5.0 m 以下のものは、連結送水管の配管を兼用することができる。この場合の主管は、管の呼び径で 100 mm 以上のもの、枝管は、管の呼び径で 65 mm 以上のものであること。

なお、設計送水圧力が 1 MPa を超えるものは、規則第31条第1項第5号イからニまでに規定する配管とすること。

- (4) 水蒸気、ガス等により腐食のおそれのある場所に設ける場合は、アスファルトその他の耐食性を有する材料で被覆し、又は塗装すること。
- (5) 屋外、冷凍室等水が凍結するおそれのある場所に設ける配管は、保温のための措置を講じること。
- (6) 地中に直接埋設する場合は、塩化ビニル、ポリエチレン等により外面被覆したものを使用するなど有効な防食処置を行うこと。
- (7) 補助加圧装置を用いる場合には、次によること。

ア 主管との接続は、屋内消火栓設備用ポンプ直近の止水弁の二次側配管とし、当該接続配管に止水弁及び逆止弁を設けること。

イ 補助加圧装置が作動中に屋内消火栓設備を使用した場合において、屋内消火栓の放水に支障がないこと。

ウ 補助加圧装置の締め切り圧力が屋内消火栓設備用ポンプの締切揚程より大きい場合は、安全弁等により圧力上昇を制限できるものとし、屋内消火栓設備に支障を及ぼさないこと。

5 常用電源回路の配線は、電気工作物に係る法令の規定によるほか、次によること。

- (1) 低圧のものは、引き込み開閉器の直後から分岐し、専用配線とすること。
- (2) 特別高圧又は高圧による受電のものは、変圧器2次側に設けた配電盤から分岐し、専用配線とすること。

6 貯水槽、加圧送水装置、非常電源、配管等（以下この基準において「貯水槽等」という。）に講じる地震による振動等に耐えるための有効な措置は、次によること。

- (1) 加圧送水装置の吸込管側（床上水槽から接続される管又は横引き部分が長い管に限る。）及び吐出管に、可撓性のある継手を用いて接続すること。
- (2) 前号の可撓性のある継手の長さは、管の呼び径が 80 mm 以下のものは、 500 mm 以上、管の呼び径が 80 mm を超えるものは、原則として呼び径の 10 倍以上とすること。
- (3) 前1号の可撓性のある継手は、「加圧送水装置の周辺配管に使用する可撓管継手の取扱いについて」（平成5年6月30日消防予第199号）によるものとする。
- (4) 貯水槽等は、地震による振動等により破壊、移動又は転倒等を生じないように、固定用金具、アンカーボルト等で、壁、床、はり等に堅固に固定すること。

7 屋内消火栓箱は、次によること。

- (1) 奥行きは、開閉弁の操作、ホースの収納等に十分な余裕を有すること。
- (2) 底部に、排水孔等有効に排水することができる措置を講じること。
- (3) ねじれ、ひっかかり等、ホースの引き出しに際し支障を生じない構造とすること。
- (4) 屋内消火栓の赤色の灯火は、屋内消火栓箱の上部又は屋内消火栓箱の扉表面の上部に設けること。
- (5) 屋内消火栓箱を、特別避難階段又は非常用エレベーターの乗降ロビーに設置する場合は、廊下から附室に通じる出入口の防火戸の下方に、消防用ホースの通過口を次により設けるよう努めること。
 - ア 通過口の位置はつり元の反対側であること。
 - イ 大きさは、高さ10cm以上15cm以下、幅15cm以上20cm以下であること。
 - ウ 構造は、常時閉鎖状態で、ホース等を撤去すれば自動的に閉鎖するものとし、特定防火設備である防火戸の構造を損なわないこと。

8 屋上に設ける放水口は、放水能力を有効に試験できる位置に設けること。

第2 特例適用の運用基準

令第32条又は条例第46条の規定を適用する場合の基準は、次に定めるところによる。

- 1 令第11条第2項及び条例第38条第2項の規定の適用は、可燃性材料を用いた部分の床面積の合計が50㎡以下で、かつ、当該防火対象物の延べ面積（階規制による場合は、当該階の床面積とする。）の1/10以下である場合は、全体を内装不燃化した防火対象物又は部分とみなすことができる。

なお、可燃性材料を用いた部分の床面積の算定は、次によること。

 - (1) 一部分に可燃性材料を用いた室又は廊下は、その室又は廊下全体の床面積を内装可燃部分の床面積とみなす。
 - (2) 建基令第129条第7項の規定により、内装制限を緩和するためのスプリンクラー設備等を設け、可燃性材料を用いた部分は、内装不燃化した部分とはみなさない。
- 2 不燃材料で造られた防火対象物又はその部分で、発電機、変圧器その他これらに類する電気設備又は金属溶解設備等、屋内消火栓による放水によっては消火不能又は消火困難と認められる設備が設置されているものは、屋内消火栓設備を設置しないことができる。ただし、当該防火対象物又はその部分に、適応する大型消火器、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備を令第10条、第16条、第17条又は第18条に定める技術上の基準の例により設置すること。
- 3 屋内消火栓は、防火対象物の構造、使用形態等に応じ、最も有効な位置に設けるものとし、このために生じる屋内消火栓からの水平距離が、1号消火栓、易操作性1号消火栓及び広範囲型2号消火栓（以下この基準において「1号消火栓等」という。）は、25mを超え30m以下となる部分、2号消火栓は15mを超え20m以下となる部分は、令第11条第3項第1号イ、第2号ロ(1)又は第2号イ(1)の規定に適合しているものとみなすことができる。

- 4 2号消火栓を設置する場合において、設置階の一部に未警戒部分が生じる場合は、直近の消火栓からホースを延長して有効に消火活動を行うことができ、かつ、その水平距離が20m以下となる部分は、2号消火栓の規定に適合しているものとみなすことができる。
- 5 2号消火栓が次に適合しているときは、その水平距離を最長25mまでとすることができる。
- (1) ロビー、ホール、ダンスフロア、リハビリ室、体育館、講堂、その他これらに類する部分であること。
 - (2) 可燃物の集積量が少ないこと。
 - (3) 放水障害となるような間仕切り、壁等がないこと。
 - (4) ホースを直線的に延長できること。
 - (5) 初期消火活動上支障がないこと。
- 6 小規模な増築部分等で、既設の直近の屋内消火栓から水平距離が1号消火栓等は25mを超え30m以下、2号消火栓は15mを超え20m以下となる部分は、当該部分から火災の発生等のおそれが著しく少ないと認められる場合に限り、屋内消火栓の有効範囲内とみなすことができる。
- 7 中2階や塔屋等で、床面積（第2項の規定を適用する部分が含まれる場合は、当該部分の床面積を除く。）が50㎡以下であり、かつ、直下階又は直上階に設けられた直近の屋内消火栓から当該部分を有効に消火できると認められるものは、階数に算入される部分であっても屋内消火栓の有効範囲内とみなすことができる。
- 8 令別表第1（16）項イに掲げる防火対象物で、同表（1）項から（4）項まで、（5）項イ、（6）項又は（9）項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が1、000㎡未満のものは、その非常電源を、非常電源専用受電設備とすることができる。
- 10 床面積の合計が2、000㎡以下の防火対象物で、非常動力装置を次により設ける場合は、非常電源の代替とすることができる。
- (1) 非常動力装置は、「加圧送水装置の基準」（平成9年消防庁告示第8号）に適合するもの又は認定品であること。
 - (2) 非常動力装置は、停電の確認後、自動的に起動すること。ただし、運転及び保守の管理を行うことができる者が常駐し、かつ、停電時において直ちに操作することができる場所に設けるものは、手動式とすることができる。
 - (3) 非常動力装置は、規則第12条第4号ロの規定に準じて設けること。
 - (4) 非常動力装置は、1時間以上駆動できるための換気設備及び操作のための照明装置を設けた室に設けること。
 - (5) 屋内消火栓設備の加圧送水装置の原動機は、電動機によること。
 - (6) 屋内消火栓設備の起動装置及び表示灯は、別に非常電源を設けること。
- 11 規則第12条第1項第4号の規定により、非常電源を自家発電設備又は蓄電池設備によるものとされている防火対象物についても、屋内消火栓箱の上部に設ける赤色の灯火は、その非常電源を、非常電源専用受電設備とすることができる。

12 通信機器室のうち、電力室以外の部分で、次に該当するものは、屋内消火栓設備を設置しないことができる。

- (1) 主要構造部を耐火構造とし、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料でしたものであること。
- (2) 通信機器室と通信機器室以外の部分とを耐火構造の壁及び床で区画し、かつ、当該壁及び床の開口部等（火災の伝送を防ぐ構造又は設備をした部分で、束配線が壁又は床を貫通するものを除く。）には、防火戸又はこれと同等以上のものを設けてあること。
- (3) 室内に設け、又は収容する通信機器室の配線の絶縁材料に自燃性を有するものを使用していないこと。